

答申第 368 号

平成 20 年 6 月 24 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 20 年 1 月 15 日付けで諮問された県立高校校舎腰壁に関する基準策  
定経緯文書不存在の件（諮問第 566 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、県立高校校舎の腰壁の高さに関する基準を定めた「設計の留意事項」策定経緯に係る文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成19年10月9日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、県立高校校舎の腰壁の高さに関する基準（以下「本件基準」という。）を定めた「設計の留意事項」（以下「本件留意事項」という。）の策定経緯に係る文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求をした。
- (2) これに対し、知事は、平成19年10月11日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成19年11月12日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てをした。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件行政文書は存在しないとして本件処分を行ったが、その理由は極めてあいまいなもので、本件行政文書が「なぜないのか」の説得性に乏しく、説明責任を果たしていない。  
本件処分は、保管文書の隠ぺいであり、県行政の透明性と説明責任をうたう条例の趣旨及び目的に反する不当かつ違法な処分である。
- (2) 本件行政文書は、県立高校に係るすべての人々の安全・安心に関するものであり、その内容は極めて重要である。本件行政文書を適正に保管し、本件基準が策定された経緯等を現在の学校の事務に生かすことにより、関係者の安全・安心が確保される。

特に、本件留意事項に係る起案・決裁文書は、永年保存されるべき性質のものである。

#### 4 実施機関（県土整備部営繕計画課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

##### （1）本件留意事項について

県の施設に係る設計の最終責任者である所属長は、設計を取りまとめる際に、安全で使いやすいかどうか、同類の施設間で極端な差異はないかといった観点から設計内容をチェックし、担当者に対し必要な指示を出さなければならない。

設計に当たり、留意すべき点を取りまとめたものがあれば、実際の設計に際しての共通のよりどころとなり、所属長は担当職員に対し事前に指示することができ、担当職員は効率よく業務を進められることとなる。このような考え方で取りまとめたものが本件留意事項である。

##### （2）本件行政文書の存否について

ア 現在の本件留意事項の策定者は、営繕計画課と住宅営繕事務所の連名となっている。これは、平成17年4月に行われた組織再編により、従前の本件留意事項を策定した建築工事課で行っていた事務が、両課所に引き継がれたことに伴うものである。

その際には、組織再編に伴い本件留意事項の策定者を読み替えたものであり、内容に変更を加えたものではないため、本件留意事項の起案・決裁に係る文書を作成する必要はないと判断した。したがって、現在の本件留意事項に係る本件行政文書は、作成していないため存在しない。

イ 従前の本件留意事項は、建築工事課が平成12年度に策定したものであるが、当時から本件留意事項については要綱、要領又は基準といった取扱いをしておらず、覚書又は参考資料として取り扱われていた。

神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）の別表に「業務遂行に係る取扱いに関するもの」といった記述がないか確認したが、該当するものはないことから、建築工事課が策定した従前の本件留意事項の起案・決裁に係る文書の保存期間は、別表のいずれにも該当しない程

度のものとして、最短の1年と判断した。したがって、従前の本件留意事項に係る本件行政文書は、保存期間満了により存在しない。

### (3) その他

本件留意事項は、学校建築において開口できる窓台の高さを原則として1.2メートル以上とするなど、転落事故の防止には十二分に配慮するよう規定している。本件留意事項の策定に当たっては、全編を通じ相応の配慮がなされていることは明確であり、これは本件留意事項の策定経緯に係る文書の不存在によりその価値が低められるものではない。

また、行政において説明責任を十分果たしつつ業務を遂行していく必要があることは認識しており、今後、本件留意事項の改定を行う機会があれば、その経緯、根拠等を記載した文書を相応の期間保存することとなることを考える。

なお、現在の本件留意事項については、営繕計画課のホームページに掲載し、設計事務所、建設業者等の関係業界をはじめ、一般の方々に対し広く公開している。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、現在の本件留意事項は、組織再編に伴い、従前の本件留意事項の策定者を読み替えたものであり、内容に変更を加えていないため、現在の本件留意事項に係る起案・決裁に係る文書を作成していないと説明している。

規則第6条は、「事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」と規定しているが、本件

留意事項の策定者の読替えに当たっては、本件留意事項の内容を変更したのではないことから、実施機関が、軽易なものとして起案・決裁に係る文書を作成しない場合もあり得るものと認められる。

したがって、現在の本件留意事項について、本件行政文書を作成していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

イ 実施機関は、従前の本件留意事項については、要綱、要領又は基準といった取扱いをしておらず、覚書又は参考資料として取り扱われていたことから、規則別表のいずれにも該当しない程度のものであり、保存期間を最短の1年と判断したと説明している。

しかし、規則第9条第2項は「行政文書について、別表の保存期間の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の行政文書の類型の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならない」と規定していることから、実施機関が、行政文書の保存期間を設定する場合には、当該行政文書が同表に掲げられた類型のいずれに該当するかについて明らかにする必要があるものと考えられる。

このことからすると、別表の行政文書の類型のいずれにも該当しない程度のものであるから、本件行政文書の保存期間は1年であるとの実施機関の説明は、規則に基づく行政文書の保存期間に係る説明としては、明確なものとはいえない。

しかしながら、実施機関は、従前の本件留意事項に係る本件行政文書は、保存期間が満了したことにより存在しないと説明しており、また、本件行政文書の存在を示すような特段の事情は認められない。

したがって、実施機関の、従前の本件留意事項に係る本件行政文書は保存期間満了により存在しないとの説明は、不合理であるとまではいえない。

### (3) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際しての意見を求められているものであり、前記3(2)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 6 付言

県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみると、実施機関は、行政文書の保存期間に係る根拠を説明するに際し、明確な説明を行うよう努めるべきである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 1 月 17 日	○ 諮問受理
1 月 30 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2 月 6 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
2 月 12 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3 月 10 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
3 月 24 日 (第 71 回部会)	○ 審議
4 月 16 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取 ○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取
4 月 30 日 (第 72 回部会)	○ 審議
5 月 28 日 (第 73 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部 会 員
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
玉巻 弘光	東海大学教授	
辻山 栄子	早稲田大学教授	部 会 員
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 20 年 6 月 24 日現在) (五十音順)